東京都七生福祉園

Ⅰ　施設概要

所在地	東京都日野市程久保８４３

事業種別				定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	１４４人
			自立訓練（生活訓練）	６人
			施設入所支援	１５０人
			就労移行支援	１４人
		福祉型障害児入所施設		１５６人
	第２種社会福祉事業	短期入所事業（児童７人　成人５人）		１２人
		就労選択支援		１０人
	公益事業	知的障害者短期入所事業（日野市）		１人
自主事業	第２種社会福祉事業	共同生活援助事業（１所７ユニット）		３０人
		特定相談支援事業		―
	公益事業	知的障害者就労支援事業（日野市）		―
		地域生活支援事業（日野市）		―

Ⅱ　令和8年度の運営方針

利用者がかけがえのない個人として尊重され、安全で安心して生活を送ることができるよう、利用者の人権の尊重を支援の根本に据え、利用者及び関係機関等との信頼関係を構築するとともに、職員の専門性を向上させ、職員間で連携した質の高いサービスの提供体制及び安全な生活環境の整備等を進めていく。

１　利用者本位のサービスの徹底

利用者の意見や意思を尊重し、園内外の専門職や関係機関等との連携を図っていく。また、一人ひとりの意向や特性を踏まえた入所支援計画・個別支援計画を作成し、利用者本位の専門的、良質かつ適切なサービスを提供する。

２　セーフティネットとしての役割の強化

特別な支援が必要な利用者を積極的に受け入れ、関係機関等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き果たしていく。

３　権利擁護の徹底

利用者の人権を守り、安全・安心な生活を確保し、虐待や権利侵害を防止するため、全職員の意識の徹底を図り、事故防止に向け、積極的に取り組んでいく。また、意見表明や意思決定の機会を十分確保し、サービス向上を図る。

４　地域福祉の向上

地域の多様な主体と連携・協力して、変化する社会情勢に対応し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進するとともに、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応え、地域福祉の向上に貢献する。

５　地域生活移行等の推進

障害者の意思決定を尊重し、保護者や関係機関の理解と協力を得て、利用者の地域生活移行等に積極的に取り組み、地域で安心して生活できるよう支援していく。また、関係機関と情報共有し、連携しながらケアリーバー（退所児童）に対するアフターケアの役割を果たす。

６　運営体制の充実・強化

人材の確保・育成、リスクマネジメントの徹底、生活環境の整備、災害・防犯対策の取組強化、施設の効率的な運営等、適切なサービスの提供を支えるための基盤である運営体制の充実強化を図る。

Ⅲ　実施計画

令和８年３月１日現在、障害児入所施設では、発達障害児及び被虐待児が増え、利用者の 81.9%が措置入所であり、養育家庭や児童養護施設、児童自立支援施設、病院などの他施設からの入所者は 78．3%となっている。障害者支援施設では、障害支援区分５及び６の利用者が 61.0%、６５歳以上の利用者の割合が 37.0%となっており、高齢・虚弱（重度）化が進んでいる。

令和８年度は、こうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　障害者の意思決定の支援

障害児入所施設においては、権利擁護検討委員による子どものもつ権利に関しての説明の機会を設け、困った時に相談する権利等を伝えていくとともに、言葉での伝達が難しい児童に対しては、権利カードを活用し、意思の表出を促していく。

障害者支援施設において、利用者が日常生活や社会生活を送る中で、自らの意思が反映された生活を送ることが大事である。そのためにも、関係者が多角

的な視点を持ち、生活の様々な場面で利用者本人の意思確認や、意思決定に必要となる十分な情報や機会、体験の場を通じて選択肢を提供していくなど、利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供に努めていく。

イ　個別支援計画の策定

障害児入所施設において、児童の入所支援計画作成においては、要望調査票を用いて生活の希望等ニーズを把握し、支援計画に反映させ、サービス向上に繋げていく。

障害者支援施設において、利用者やご家族の意向について十分な把握に努めるとともに、利用者の障害特性やニーズを踏まえ、生活目標や目標実現に向けた取組、また具体的な支援内容・方法に関して、関係職員によるアセスメント、計画書作成、モニタリング等の実施・検討を繰り返し行いつつ、利用者・ご家族の同意のもとに、より利用者の望む生活を実現するための個別支援計画を策定していく。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和７年度は、障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所事業（児童・成人）、共同生活援助のサービスについて受審し、全ての評価項目で標準項目を満たしているとの評価であった。

（ア）令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害児入所施設】

ａ　子どもの特性と発達段階に寄り添い、自分らしさと安心感を育みながら主体性を伸ばす総合的な生活支援体制を丁寧に整えている。

ｂ　障害のある子どもの一人ひとりの能力を引き出し、生活力や社会性を高める支援に積極的に取り組んでいる。

ｃ　子どもの状況をより理解することを目的として、入所支援計画を作成している。

【短期入所事業（児童）】

ａ　子どもの特性や生活背景を丁寧に把握し、本人の意向を尊重した関わりで、安心して自分らしく過ごせる短期入所環境と支援体制を整えている。

ｂ　多様なニーズに対応し、緊急受入体制を整備して公的なセーフティーネットとしての役割を果たしている。

ｃ　退所時には、利用中の様子を報告するとともに、アンケート調査を行い、次回の支援に反映するなど、サービスの質の向上に努めている。

【障害者支援施設】

ａ　専門的な知識と経験のある職員が、専門職と連携して安全で質の高い支援を提供している。

ｂ　従来の紙媒体の記録から、統一した支援記録システムを導入したことにより、園全体での情報共有と業務効率化が大きく進展している。

ｃ　利用者の状況に応じて関係者会議を開催し、多職種による協議を行い、専門的視点から総合的な支援の方向性を決定している。

【短期入所事業（成人）】

ａ　（【障害者支援施設】ａに同じ。）

ｂ　リピーターの継続利用に加え、新規利用者が増えていることを反映し、地域における事業所の信頼性と必要性が高まっている。

ｃ　短期入所により、当園の地域移行支援に関わる情報を得ることができ、利用者及び保護者の地域移行を考えるきっかけとなっている。

【共同生活援助事業】

ａ　本体施設である七生福祉園と緊密に連携しながら、管理者が各ユニットを定期的に巡回し、支援の質を維持している。

ｂ　利用者の余暇活動の充実に向けた取り組みが着実に進んでおり、職員は利用者の希望を丁寧に拾い上げ、一泊旅行の企画が検討されている。

ｃ　利用者が地域社会の一員として社会参加できるよう、様々な情報提供とともに、利用者個々の状況に応じた支援を行っている。

（イ）令和7年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害児入所施設】

ａ　子どもの声が生活に反映されていることを実感できる仕組みの可視化と継続的フィードバックの更なる充実が今後より一層期待される。

ｂ　園の現状を熟知する職員が中心となり、法人と連携しながら計画的な施設改修を進めることが期待される。

ｃ　様々な障害の特性を持つ利用者支援において、職員の高いスキルが求められるため、業務の標準化を一層図っていくことに期待したい。

【短期入所（児童）】

ａ　短期入所の役割や機能をより分かりやすく発信し、関係機関との連携を一層深めることで、地域全体での有効活用が広がることが期待される。

ｂ　園の現状を熟知する職員が中心となり、法人と連携しながら計画的な施設改修を進めることが期待される。

ｃ　退所時の持ち物の返却忘れや、入所時の身体チェック表の整備など、チェック機能の一層の充実と定着に期待したい。

【障害者支援施設】

ａ　建て替えや設備更新を含む総合的な改修計画の推進が望まれ、快適性と安全性の確保に向けたさらなる取り組みが期待される。

ｂ　支援計画の根幹となるアセスメントやモニタリングの記述方法について、共通理解を深める継続的な取り組みが期待される。

ｃ　企業環境とニーズの変化を踏まえた新規企業開拓の強化と多様な職務創出を通じた持続可能な就労機会の拡大が今後より一層期待される。

【短期入所（成人）】

ａ　（【障害児入所施設】ａに同じ。）

ｂ　園の支援の雰囲気や利用時の流れを直接理解できるよう、見学機会や説明の場を設けることや地域へのＰＲを強化していくことが望まれる。

ｃ　入所の利用者と短期入所の利用者像の違いがあり、同じ寮内で支援する職員も負担感が大きく、支援体制の充実が期待される。

【共同生活援助事業】

ａ　近年の人材確保の困難さを踏まえ、持続可能な職員配置の継続にあたり、従来以上の確保に向け注力していく必要があると思われる。

ｂ　事務処理の標準化と効率化を図るために、より多くの職員がPCを活用できる状態を目指し、実践的な研修を進めることが望まれる。

ｃ　地域で自分らしい生活を送るために、ホーム全体で利用者との個別支援計画の共有方法を再検討していくことを期待したい。

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害児入所施設】

ａ　意見箱や各寮の子ども会議等での意見や要望がどのように生かされているかを可視化する等、自分の声や思いが届いている実感を持てるようにする。

ｂ　個室化工事や建替えに向けた、方針と計画について、東京都及び法人本部と調整を図り、個室化については施工を進めていく。

ｃ　児童寮会議やななおゼミ、グループワーク研修等にて、新任職員の意見や視点を取り入れ、サービス向上に繋げるとともに、児童マニュアルの改訂を行う。

【短期入所（児童）】

ａ　短期入所の役割や機能をより分かりやすく発信する取組みとして、児童相談所や実施機関に、更新したパンフレットを送付する。

ｂ　（【障害者支援施設】ｂに同じ。）

ｃ　児童支援部門全体で統一した入退所時の持ち物や身体チェック表を作成し、返却忘れや皮膚状態の把握、健康管理に努めていく。

【障害者支援施設】

ａ　利用者の高齢化・虚弱化に伴う介護ニーズの増加等に伴う支援技術の向上の課題に加え、施設建物の老朽化や建物構造等のハード面による支援の困難性が高まっているため、建物建替えに向けて、施設の将来的な

あり方等について、早急に東京都と協議を進めていく。

ｂ　支援記録システムの変更により、職員の一部には支援計画の記入方法等の理解が十分でない者もいるため、記録の質や一貫性等に関して確保し、共通理解の元に統一的なアセスメントやモニタリングが実施できるよう、職員向けの研修や勉強会を計画的に実施していく。

ｃ　現状の障害者雇用の状況を踏まえて、地域の職場開拓を意識しながら関係機関と連携していくことで、利用者の多様な職場環境の提供を行っていく。

【短期入所（成人）】

ａ　（【障害者支援施設】ａに同じ。）

ｂ　短期入所のリピーター継続のほか、新規利用者数も年々増えている状況であるが、今まで以上に地域の障害者や家族の方々へのサービス提供を行っていけるよう、ホームページでの活動発信をはじめ、見学会や利用説明などの実施を行っていく。

ｃ　入所利用者の高齢化・虚弱化という支援課題がある中、短期入所はレスパイトのほか、精神科の長期入院、グループホームでの不調などの理由があり、様々な年齢や障害特性を持つ利用者を受け入れることになる。これらの利用者が同じ寮内で安心して生活をするうえで、職員に必要な支援スキルの向上や支援体制の充実に向けて取り組んでいく。

【共同生活援助事業】

ａ　直営のあおばを中心に適正な支援体制を維持・安定化していくために、地域への周知を継続的に行い、人材確保に繋げていく。

ｂ 世話人を中心に情報共有を進め、各ユニットにおける情報システムの活用を通して利用者の支援状況の把握や適切な支援に繋げていく。

ｃ　個別支援計画作成にあたり、世話人同席のもと、利用者との面談を行い、利用者の希望やニーズを共有し、個々に応じた個別支援計画作成に努める。また、利用者の特性に応じて計画内容を分かりやすく伝える工夫や計画を基づいた日々の支援状況の確認、見直しを通して自分らしい生活実現に繋げていく。

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

利用者・家族からの苦情・相談については、相談体制の詳細について周知するとともに、複数の受付窓口（第三者委員、「園長・相談員への手紙」、全グループリーダー等）で広く受け付け、苦情解決委員会に毎月報告し、解決を図っていく。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
４人（社協職員、障害者施設施設長、専科講師、傾聴ボランティア）	年３３回

オ　利用者満足度調査の実施

園におけるサービス内容について、利用者の意向を的確に汲み取れるよう支援記録システム「あおぞら」のアセスメント表を用い、生活上の満足度や希望を把握し、その結果を寮会議で共有するとともに、次年度の入所支援計画・個別支援計画の作成や行事の設定・変更に反映させ、適切な支援、サービス向上につなげていく。

障害児入所施設では、寮内意見箱を活用し、月１回の寮会議や年４回の権利擁護検討委員会等で児童からの要望を検討し、その結果を児童に伝えていく取組を実施する。

実施内容	実施時期
利用者要望調査（児童）、利用者満足度調査（成人）	１２～１月
日中活動利用者意向調査	１０～１１月
短期入所者アンケート（児童）	利用の都度等

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　地域生活移行への取組強化

女子地域移行寮「colorful」と男子自活寮が連携し、地域生活を営むために必要な生活能力の向上を図り、自活訓練事業等に取り組む。

また、グループホーム等移行先の開拓に取り組み、関係機関と連携して移行を進めるとともに、就労定着、地域生活の安定、地域支援者への相談等きめ細かな体制でのアフターケアを実施し、地域生活の安定と定着を図る。

障害児入所施設では、利用者や保護者等への情報提供、定期的な地域移行個別ヒアリングによる進行管理を行うなど、地域生活移行に向けた支援を積極的に行っていく。また、リービングケア（退所準備）として、家庭復帰が望ましいケースでは、児童相談所と連携しながら、親子宿泊や一時保護等行い、親子関係再構築に取り組む。

障害者支援施設においても、利用者やご家族等の意向も踏まえたうえで、地域

生活移行に向けた支援を行っていく。また、利用者の高齢化・虚弱化による身体機能の低下をはじめ、日常的な医療ケアが必要となる利用者も増えていくことから、高齢者施設等への移行についても計画的に行っていく。

また、移行調整等を専任で担当する職員を増配置し、これまで以上に地域生活移行が進むよう、利用者本人・家族への説明、グループホーム等の見学、体験機会の活用などに取り組みむとともに、関係機関や他事業所等との協力・連携体制を構築していく。

（ア）　地域生活移行

		成人	児童	
			18 歳以上	18 歳未満
自活訓練事業等の実施	実施人数	０人	０人	８人
	延回数	０回	９６回	
地域生活移行者数	移行人数	３人	２人	１１人
	地域移行希望者数	１０人	１３人	
介護施設等への移行者数	移行人数	３人	―	

（イ）　地域や他施設への移行に向けた取組

	回数	実施人数
グループホーム見学	２０回	２０人
介護施設見学	１０回	１０人

イ　家族再統合への取組強化

障害児入所施設においては、リービングケアとして、保護者面会や親子宿泊室の活用、一時帰宅を実施している。児童支援部門地域移行委員会において、家庭復帰が可能な児童について、家庭環境、保護者状況の情報を共有し、家族再統合が望ましいケースにおいては、児童相談所との連携のもと積極的に取り組んでいく。

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

利用者の権利を擁護し、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要である。そのために、全職員が虐待は絶対に起こしてはならないという虐待防止に対する高いプロ意識を持つとともに、虐待や不適切な支援を行わない十分な知識と専門性を身につける必要性がある。

事故防止・虐待防止委員会においては、虐待防止対策を協議するほか、職員行動規範や虐待防止ガイドライン、過去の虐待事例等を周知し職員の意識向上を図り続けるとともに、毎年の虐待防止研修の受講や意見交換会の開催等を通じ、職

員の専門性の更なる向上を図っていく。また、チェックリストに基づく自己点検により、虐待の未然防止に取り組んでいく。

障害児入所施設においては、毎日、高年寮のいずれかの寮にプラスの夜勤者を配置し、応援体制を構築する。不調等が見られた際に、応援に駆け付け、複数名対応することで、安全に支援できるようにする。また、夜間ラウンドによるアナザーチェックを行い、虐待等不適切な支援の防止を図る。また、日々の朝礼や児童寮会議等において、各寮の利用者状況を共有し、各寮間で相互に応援し合う体制整備と意識強化を図るとともに、権利擁護検討会等において、困難事例に対する効果的な支援やよい関わりを好事例として共有することでサービスの向上及び虐待防止に努めていく。その他、子どもの権利に関する説明会を権利擁護検討委員が実施するとともに、権利ノートの説明を行う児童福祉司との連携を図る。

障害者支援施設においては、毎月、寮ごとに「利用者支援」「ヒヤリ・ハット」「虐待防止」の３項目について目標を掲げ、翌月には掲げた目標に関する振り返りと今後の対応に向けた意見交換会を行い、更なる支援向上に努めていく。

また、重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人が目標設定を行い、１２月の「虐待防止月間」だけでなく、年間を通じて「重大事故ゼロ運動」を展開するなど、園を挙げて権利擁護の取組を強化し、虐待防止の徹底を図る。

職員アンケート調査結果や意見交換会を踏まえ、園で共通して取り組むべきとの意見が多かったものについて、園全体の取組として実施していく。

さらに、支援困難ケースや特別な支援を要するケースにおいては、外部の巡回精神科医や心理士に助言を得ることで、支援力の向上を図る。

その他にも、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、虐待防止マネージャーが中心となって、事故防止・虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会において、身体拘束を行う場合の手続の適正化及び身体拘束解除に向けた検討を行う。また、身体拘束の実態があった際には、毎月の寮会議等でモニタリングを行い、適宜身体拘束解除に向けた取組を行う。

こうした取組を繰り返し行っていくことで、職員一人ひとりへの取組の浸透を図っていく。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止・虐待防止委員会	年３６回 （委員会１２回 小委員会年２４回）	・虐待防止計画の策定 ・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知等 ・小委員会は必要に応じ開催
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修、事業団共通の虐待防止研修（総論）（ｅーラーニング）の実施

（4）アクションⅠ－4　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

利用者本位のサービスが常に適切に提供されるよう、職場の中に危うい状況がないかどうか絶えず確認するリスクマネジメントを徹底する。

（ア）様々な機会を捉えてヒヤリ・ハット記録を作成する意義について浸透を図り、提出を促進する。また、事故報告及びヒヤリ・ハット報告の分析を行い利用者支援や業務改革に活かすため、経営層による事故防止・虐待防止委員会及び各寮チーフによる小委員会での検証と必要な対策の確立を行う。そして、これらを園全体に周知することにより、重大事故の防止と事故の発生を防止する。

（イ）利用者等の安全確保・権利保護を目的として、見守りカメラ等を活用し、事故発生時には原因を検証したうえで必要な対策を立て、再発防止に努める。

（ウ）各寮にチーフを配置し、連絡・調整・指導役として位置づけるとともに、チーフを補佐するサブチーフを配置し、寮の運営体制を強化する。

（エ）各種マニュアルについて、職員が常に確認できるようにして周知徹底を図るとともに、適宜見直し、最新の知見に基づく実践的な内容とした上で、定められた手順等による業務遂行とその管理を徹底する。

（オ）児童利用者を対象とし、外部講師や心とからだの育成委員会による非行防止・対人関係向上に関する講座を開催する。

（カ）巡回相談による個別相談など、職員が気軽に相談できる体制を整備、継続し、職員の心身の健康の保持と支援力の向上を図っていく。

事　　項	実施回数等	内容等
事故防止・虐待防止委員会（再掲）	年３６回 （委員会１２回、小委員会年２４回）	・虐待防止計画の策定 ・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知　等 ・小委員会は必要に応じ開催
救急救命講習会	年３回	全職員悉皆（３年に１回）
児童向け講座	年１３回	心とからだの学習会、セーフティ教室

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護については、研修等により、継続的な意識啓発に取り組むとともに、園で作成した「個人情報の手渡し・持出し・移送手順書」等による適切な管理及び取扱いを徹底、ネットワーク上のセキュリティーインシデントについて園内メールで注意喚起を図る等事故防止に努める。また、「情報セキュリティ対策基準」に基づき適切な対応を行っていく。さらに、日々変化するサイバー攻撃等

の脅威に対しても必要な対策を講じていく。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策等の取組

大規模な災害が発生した場合においても、施設機能を維持していくため、ＢＣＰ等に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄、非常時用備品の配備、更新を行う。

具体的には、総合防災訓練や夜間訓練を含む防災訓練（地震・火災・大雨・がけ崩れ等）を実施し、職員住宅居住者の迅速な参集・応援を求めるため設置した緊急放送用のスピーカーの活用、ヘルメット、ヘッドライトなどの装備品の着用など災害発生時の状況に即した訓練を実施する。食糧の備蓄や各種災害対策用品については、必要品を精査し、整備していくほか、事業団合同防災訓練への参加、職員参集訓練、炊出し訓練も実施する。

また、防犯対策として、防犯カメラ等を有効に活用する。

さらに、小口現金や利用者預り金等現金に係る事故防止のために、キャッシュレス化を促進していく。

事　項	実施回数	内　容
児童施設防災訓練	年９回	避難訓練、夜間・大雨・がけ崩れ想定訓練、消火器操作訓練、炊き出し訓練、自衛消防活動審査会参加等
成人施設防災訓練	年５回	
活動支援棟防災訓練	年１１回	
グループホーム防災訓練	各ユニット 年２回	避難訓練

エ　感染症対策の徹底

感染防止マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症や、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染防止に取り組む。発生時には、迅速に対応し、感染拡大に努めるとともに、支援体制の調整を図る。

（ア）感染症の標準予防策の徹底のための啓発を強化する。

（イ）外部から感染症を持ち込まないための取組及びリスク軽減のための取組を徹底する。

（ウ）利用者の健康観察に努めるとともに、必要な予防接種の積極的な勧奨を行う。

（エ）職員に対し、感染症に関する研修を開催し、感染に関する知識、防護服の着脱や吐物の処理方法等の技術を高める。

（オ）感染症対策の強化を図るため、「感染症対応マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画（ＢＣＰ）」を適宜見直す。

事　　項	実施回数等	内容等
感染症対策会議	感染症発生時	園全体で感染症の対応策を協議
感染症対応研修	４月　１回	新任・転入職員向け研修
	１１月　１回	上記以外の職員向け

２　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（１）アクションⅡ－１　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

障害児入所施設においては、知的障害のほか、発達障害や愛着障害を持つ児童が増えている。民間施設での受入れが困難なケースや児童自立支援施設、児童養護施設での不調ケースについて、児童相談所、学校等と連携し、社会的養護機能を果たしていく。特に、一時保護委託の要請についても積極的に対応していくとともに、短期入所も可能な限り希望日程に沿うように調整を図っていく。また、児童相談所等の要請に沿った性別・年齢の児童の受入れに応じられるよう、各寮チーフと連携しながら、支援体制の調整を進めていく。

なお、今後、セーフティネットの役割を果たし、特別な支援を必要とする児童を受け入れていくため、個室化工事を順次行うほか、老朽化を踏まえた建替えに向けた検討を東京都とともに行っていく。

障害者支援施設では、「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」に基づき、利用調整委員会での議論を経て、地域での生活が困難な利用者、精神科疾患を抱える利用者等を受け入れていく。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

重度、最重度利用者の割合	６１．０％ （１００人中６１人）
70 歳以上の利用者の割合	２４．０％ （１００人中２４人）

イ　専門的な支援の充実

児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者を計画的に養成・配置するとともに、研修の充実や的確なアセスメントの実施、園内外の医師、心理職等専門職との連携を図りながら、適切な入所支援計画及び個別支援計画を作成し、専門的な支援の充実に取り組んでいく。

障害児入所施設では、特別な支援が必要な被虐待児等への支援の専門性向上を

図るため、巡回相談（心理的ケア専門相談及び精神科領域専門相談）等、外部講師によるコンサルテーションを継続し、的確なアセスメントに基づく支援、児童一人ひとりに対する環境整備の検討等を園内専門職とも連携して行う。また、専門的な対応が必要な発達障害や精神科病院に通院している利用者の支援にも、関係機関との連携を一層強化し、積極的に取り組む。

障害者支援施設では、高齢・虚弱化に対応するため、高齢化対策委員会での検討を踏まえながら、看護師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門職や医療機関と協力・連携し、効果的な支援内容の改善に取り組むとともに、安全な生活環境を整備していく。利用者の個別の状態によっては、介護保険サービスの利用も視野に入れ支援し、関係機関と調整しながら成年後見制度の活用も検討していく。また、精神障害を抱える利用者については、個々の状況に合わせた職員の支援力向上を図るとともに、医療関係者・心理職とも連携し、個別的対応を実施していく。

＊　心理職員による利用者へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和８年３月１日現在）

個別面接	延６２６人 （１９２人中８８人、４５．８%）	心理療法、ＳＳＴ、知能検査、相談等含む

ウ　生活環境・日中活動の充実

生活環境面において、障害児入所施設では、個室化工事を施工するなど利用者特性に応じた環境整備を行い、より安心感の得られる居住環境の確保ができるよう東京都と調整していく。

また、障害者支援施設では、居室の個室化を進めるとともに、高齢・虚弱な利用者の増加に対応した生活環境の整備や施設内設備等の設置・更新を確実に行っていく。

日中活動面においては、各利用者の特性に応じた活動に取り組めるよう、室内作業グループ（智剣班、紙加工班）、外作業グループ、余暇活動グループ（ひまわり班、いきいきプラザ、あしたば班）、日中保育の７班の活動メニューを提供していく。

利用者がいきいきと働き、活動できる場所づくりと作業環境整備を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえた新たな仕事の確保、販路拡充、利用者工賃の確保を目指す。

また、講師を招いて実施している文化的活動（絵画、音楽リトミック、ミュージックセラピーなど）では、楽しく安全な活動が提供できるように利用者個々の特性やニーズに合わせた活動を提供していく。

日中保育では幼児を対象に学習、リズム遊び、運動、個別リトミックなどを実施するほか、言語聴覚士による「ＳＴ活動」を引き続き実施していく。

高齢・虚弱な利用者についても、継続して日中活動に参加できるよう、各寮と活動棟間の送迎車等を活用していく。

今後も利用者の状況等に応じて活動内容や参加方法の見直し・改善に取り組むとともに、理学療法士、心理職、言語聴覚士、看護職と福祉職員が連携し、利用者の身体機能の維持・向上にも寄与するなど、日中活動の充実を図っていく。

日中活動の充実

プログラム数	１１活動	特別活動を含む。
平均工賃	３，６７０円／月	（Ｒ８年１月まで）
ＳＴ活動	幼児２人	週１回

エ　特色のある取組の充実

障害児入所施設においては、グループリーダーやチーフが様々な支援課題について、職員の抱える悩み事を吸い上げ、児童寮会議や寮会議の場において意見交換を行う。また、各寮会議に巡回相談（心理）を定期的にコンサルタントとして招き、職員のスキルアップを図る。

個々の職員が虐待防止の視点から支援を見直す機会として、サブマネージャー等をファシリテーターとして、全職員を対象にしたグループワーク（ななおゼミ）を実施する。

障害者支援施設においては、精神科病院に入院、他施設サービス利用の継続困難、被虐待等、様々な事情により生活介護、短期入所での受入れ要望がある。個々の状況に応じ、実施機関との協議、関係機関との連携を図り、受入れを検討の上、実施していく。また、虐待防止や支援力向上を図ることを目的に、全職員を対象にしたグループワーク（ななおゼミ）を実施する。さらに、各寮のチーフ・サブチーフの連携及び育成を図るため、月１回程度「チーフゼミ」を開催し、円滑な寮運営に活かしていくとともに、チーフゼミで作成した寮運営計画書を用いて、各寮の長所・短所を明確にし、寮運営の改善につなげる。

（２）アクションⅡ－２　高い専門性が発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

新任・転入職員に対し、年度当初の集中研修及び事業団人材育成方針、研修計画に基づく実務研修を実施し、人権意識を徹底した上で職場への理解を深め、業務への誇りを持つなど動機づけを行い、職務への取組意欲を引き出していく。また、配属先でも、各種マニュアルを整備した上で、チューター制度を活用しながらＯＪＴを着実に実施し、支援技術とともに、日々の正確な引継ぎや、一貫した方針に基づくチームによる支援方法を学べるよう育成を強化する。さらに、一定期間勤務した後、チューターやチーフのほか、部門長・グループリーダー等を交

えた振り返り、管理職との自己申告面接などにより、配置職場での習熟度の確認を行う。

すべての職員が職務に必要な知識・手順を示すマニュアルを整備、適宜改訂するとともに、必要な時にいつでも手に取れるよう、共有ホルダーへの格納を行う。

また、各部門において、副園長や児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者等が寮会議に参加し、利用者支援やチームワーク形成等、円滑な寮運営へ向けた助言や指導を行う。

イ　計画的・効果的な研修の実施

「研修等人材育成調整会議」において、事業団が行う研修（職層別研修、課題別研修）、園独自の研修（下表(ア)）、外部機関が実施する研修（下表(イ)）を活用し、個々の職員が必要な時期に必要な研修を受講できるよう、総合的に調整する。

園独自の研修については、園職員として必要な基礎知識を習得する「基礎・基盤」と、知的障害児・者に関する専門知識・支援技術などを習得する「応用・発展」に整理し、計画的・効果的に園職員の資質を高めていく。

（ア）園独自研修

	研修内容	備　考
基礎・基盤	① イントロダクション―七生福祉園を知る― ・新任・転入職員オリエンテーション ・地域支援研修（ＧＨ見学を含む） ② 基礎力養成 ・記録の書き方 ・支援計画の作成方法 ・感染症研修 ③ 反復学習 ・コンプライアンス推進研修 ・人権研修　・交通安全講習会 ・救命救急講習会	４月採用職員の他、年度途中採用職員も対象

	研修内容	備　考
応用・発展	① 園共通 ・チューター研修 ・中堅職員研修 ・ＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム） ・アンガーマネジメント研修 ・チームビルディング研修 ・意思決定支援研修 ・ななお再発見（児童・成人部門間の職員交流） ② 障害児領域 ・思春期研修 ・他施設見学／施設間派遣研修 ③ 障害者領域 ・高齢化対策研修 ・他施設見学／施設間派遣研修	適宜開催 事業団施設間派遣研修に参加

（イ）外部機関が実施する研修への受講推薦

	研修内容	備　考
外部機関	①　東京都社会福祉事業団 新任者研修、中堅職員研修、ファシリテーション研修、スーパービジョン研修など ②　東京都福祉保健財団 リスクマネジメント研修、強度行動障害者支援者養成研修、障害者虐待防止・権利擁護研修など ③　東京都心身障害者福祉センター サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修など	対象者、希望者等を随時推薦

ウ　高い専門性を発揮できる職員の育成

専門的な支援技術やノウハウを必要とする強度行動障害のある利用者を受け入れるため、東京都福祉保健財団と連携し、強度行動障害従事者研修を計画的に受講する。

さらに、自己啓発制度（資格取得支援制度等）を活用した自学を推進していく。

事　項	人数等
強度行動障害研修の受講者（基礎・実践）	基礎２人・実践２人

エ　外部専門家、外部医師等との連携

個別支援会議やケース検討会議に外部の専門家を招き、個別の支援課題に対する検討を行って専門的な支援を充実させる。

障害児入所施設では、精神科医及び臨床心理士と連携を図り、困難ケースの支援方法等に助言を得ることで、的確なアセスメントに基づく支援、環境整備に繋げていく。

障害者支援施設では、権利擁護検討会やななおゼミ等で、支援困難な利用者への対応や職務に関することについて外部専門家からアドバイスを受けるとともに、必要に応じ外部の専門機関との連携を図る。

（3）アクションⅡ－3　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学希望者の受入れ、採用説明会や募集広告等の積極的な取組により、職員採用につなげる。選考に当たり、希望者にはオンライン面接も実施する。また、福祉人材養成学校への働きかけを強化するとともに実習生に施設のＰＲを行い、質の高い人材の早期確保を図る。

「研修等人材育成調整会議」において、各部門が所管する研修等人材育成に係る事務事業の実施に関し、総合的・計画的に進行管理する。

イ　職員の離職防止の取組

各部門において、副園長や部門長、グループリーダーが寮会議等に参加し、意見交換や助言等に取り組むとともに、面談等の機会を捉え、職員の悩み等を汲み上げ、問題の共有・解決に努める。また、研修においては、新任職員、中堅職員対象のグループワークを積極的に企画し、部門を超えた横の繋がりを強化するとともに、悩みや対応策の共有をすることで、ストレス軽減にも努める。その他、、日常的にコミュニケーションを密に図ることで、風通しの良い職場づくりを進め、やりがいが実感できる職場として、職員が長期にわたって安心して働き続けることができる職場環境を整備する。

（4）アクションⅡ－4　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

セーフティネットの役割として特別な支援が必要な児童や利用者を受け入れていくためには、利用者の障害特性に応じた専門的・個別的な支援ができるよう職員の支援力向上に向けた育成や体制確保等への取組と併せ、寮における建物構造や設備等のハード面も重要である。

施設の老朽化や立地特性を要因とする日常的な建物・設備の不具合に対しては利用者の安全と職員の良好な職務環境の確保の観点から、修繕等の対応を迅速に行う。

また、引き続き居室の個室化を進めるほか、都立施設として求められる役割、今後の人口動態等を踏まえた将来的な施設のあり方、それを見据えた建替え計画について東京都との協議を進める。

（５）アクションⅡ－５　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

実習生等受入計画により実習生を受け入れるほか、地域支援や施設への理解促進等を図るため、見学等希望者を受け入れていく。

事　　項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師やファシリテータ等の派遣	２人	４日	東京都福祉保健財団
福祉人材養成機関への講師等の派遣	２人	４日	大学等

事　項	実人数／延人数	内　訳
保育士等実習生の受入れ	５３／６３４人	保育士、社会福祉士、介護福祉士資格取得等のための実習
教職課程の介護体験受入れ	６人／３０人	小中学校教員免許取得に必要な介護体験（利用者支援）
高校生等実習生の受入れ	１５人／１００人	七生特別支援学校等の生徒の実習
施設見学の受入れ	１４０人／１４０人	教育機関、公的機関等

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクションⅢ－２　地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア　短期入所事業

障害児入所施設では、レスパイト（在宅で知的障害児（者）を介助している家族の休養に資する一時預かり）や保護者の入院等の理由に加え、家庭内の暴力や養育困難な児童の受入れが増えていることから、実施機関や保護者等と連携しながらニーズに対応していく。

障害者支援施設では、レスパイトや保護者の入院等に加え、保護者の高齢化等により家庭等での支援が困難なケースでの利用も増加しており、実施機関や保護者等と連携し、受入れ環境を整備していく。

また、日野市との契約・依頼に基づき、何らかの理由により在宅等の生活が難しくなった方の受入れを行っていく。

イ　一時保護委託

養育困難、被虐待、家庭内での暴力等、緊急な保護が必要で民間施設での受入れが困難な場合は、児童相談所の要請を受け、一時保護委託での受入れを実施し、セーフティネットの役割を果たしていく。受入れ期間中の特別支援学校等への登校については、可能な限り調整していく。

ウ　就労移行支援事業「Job サポート・ななお」

関係機関と連携し、就労移行支援計画に基づく基礎訓練、実習等の活用、生活支援を行い、長く安定して働き続けられるようジョブマッチングに主眼を置いた一般企業等への就労とその定着を支援する。また、これまでのノウハウや地域機関との連携を生かし、新規利用者確保に努める。

エ　就労選択支援事業「ななお Plus⁺」

令和８年４月から新たに本事業を実施する。就労アセスメントの手法や地域の関係機関との連携関係など就労移行支援事業で蓄積したノウハウや実績を活用しながら、利用者本人や自らの働き方や就労先が自己選択できるよう支援する。

オ　グループホーム「あおば」の運営

グループホーム７ユニット（定員３０人。直営１ユニット、委託６ユニット）の入居者の地域定着支援を行う。各ユニットへの訪問や自己検査の実施等により世話人等への運営指導を行い、その適正な運営に努めるとともに、運営業務委託評定を実施し、支援の質の向上や安定的運営の確保を図っていく。

オ　相談支援事業「ここななお」

特定相談支援事業としてサービス等利用計画作成に基づく計画的・継続的な計計画相談支援を行うとともに、基本相談支援事業として日野市障害者等相談支援事業を受託し、利用者一人のニーズにきめ細かく対応していく。基本相談支援事業においては、相談支援機関同士の情報共有や相談支援員への支援などを目的に日野市が令和８年度開設する基幹相談支援センターと連携した役割を担っていくほか、「8050 問題」や親なき後の障害者の支援を念頭に置いた地域生活支援拠点事業への協力も検討する。

カ　日野市授産事業地域連携システム事業「日野わーく・わーく」など

日野市委託事業の事務局として、加盟団体をはじめ、企業、商工会、地域団体等と連携し、共同受注、生産・商品開発、共同販売、ショップの運営・販売を行い、地域交流や障害者の社会参加を促進する。また、日野市能力開発チャレンジ支援事業を受託し、市内の事業所と連携しながら、障害者の新たな能力開発に繋げるための訓練やアセスメント、地域の就労支援事業所の支援力向上に取り組む。

サービス内容	対象者	利用者数
短期入所事業（児童）	都内全域	延４２０人
短期入所事業（成人）	都内全域	延４２０人
短期入所事業（公益事業）	日野市	延１４６人
就労移行支援事業	都内全域 （ただし、通所可能な方）	延１，４００人 就労目標　３人
特定相談支援事業	日野市民	延４５０回

（２）アクションⅢ－３　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域から七生特別支援学校高等部に通学する生徒を対象に、男子自活寮、女子地域移行寮「colorful」において体験利用を受け入れ、地域児童の自立支援の一助とする。

また、就労移行支援事業所において、特別支援学校の通学生を対象とした就労体験（現場実習）を受け入れる。

さらに、日野市内社会福祉法人ネットワークを通じ、災害対策や共催行事など、参加施設等と連携する機会を設ける。

イ　多様な主体との連携

（ア）ハローワーク、就労支援センター等と連携し、企業就労・定着支援を行う。また、就労に関するノウハウを生かし、就労選択支援事業において特別支援学校や地域からのアセスメント実習に対応していく。

（イ）日野市シルバー人材センターと連携し、利用者の見守り支援等を実施する。

（ウ）大学や専門学校等との連携によるボランティア受入れ再開に向けて検討を進める。

事　項	延人数	内　容
日常活動支援	５８０人	寮での余暇の相手、生活支援補助
日中活動支援	３００人	活動支援棟での日中活動支援補助
外出付添支援	２００人	利用者の外出、外泊の付き添い
行事活動支援	２５０人	園行事（園祭、プール等）支援
その他	５０人	ななおファミリー等

ウ　地域との連携・協力関係の強化

地元のお祭りや地域主催行事、関係機関の催し再開に合わせ、各種イベントに出店し、地域との交流を充実する。グラウンドやプールなど、施設機能を開

放し、プールの貸出に際しては、利用団体に事前の救急救命講習受講を案内する。

また、日野市地域自立支援協議会や相談・就業支援連絡会等地域の委員会・連絡会等に参加し、地域ニーズを把握し貢献していく。

内　容	対象団体等
プール等の開放	地域の障害者団体等へ夏期に園内プールを開放

エ　災害対策における地域との連携

近隣の施設・特別支援学校と締結した「防災・防犯活動相互応援協定」に基づき、近隣３施設による「防災・防犯活動相互応援協定に係る連絡会」を開催し、防災・防犯に関する情報交換等を行う。

日野市と協定を締結し、災害時に開設することになった福祉避難所については、市と連携し、災害発生時を想定した訓練や体制の強化を図る。

また、七生特別支援学校の「防災教育推進委員会」に出席し、近隣施設として、連携した防災対策について、協議する。

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

より働きやすい職場としていくためには、職場の風通しを改善し、チームによる支援が徹底できる組織を目指していかなければならない。そのためには、日頃のコミュニケーションや意見交換会、職場間の交流を活発に行い、職員間で相談しやすい職場環境を整備し、報告・連絡・相談が確実に行われる職場づくりに取り組んでいく。また、各種マニュアルを整備し、業務の標準化を図るとともに、充実した研修により職員のスキルアップを図っていく。

また、職員が主体性を持って働き、やりがいを実感できるよう職級に応じた職責を伝達し、業務改善の意識を浸透させるとともに、職員提案の活用等により、業務成果やアイディアを表出し、反映できる機会をつくっていく。

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

DX を積極的に推進し、従来の紙・手作業での管理からデータ・システムでの管理に切り替えることにより、業務の効率化や負担軽減、情報共有の向上に取り組んでいく。また、支援記録システムについて、法人全体で連携しながら改修等を行い、効果的に運用していく。その他、ICT 委員会においては、パソコン操作上の「小技集」を各委員が作成、共有することや、AI の活用を検討していくことで、業務の効率化と省力化を図っていく。

障害者支援施設では利用者の高齢化・虚弱化に伴い、職員の業務量が増大してい

る。職員の身体的負担の軽減や業務の効率化など、職場環境改善のために間接的業務の委託化やＩＣＴ・次世代介護機器の導入の推進を図り、トライアル発注等の活用も検討する。

テレワークや利用者のオンライン面会等については、継続して実施するとともに、オンラインによる研修や会議の開催などネットワーク環境を有効活用し、働きやすい職場環境の整備に努めていく。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

入所者を計画的に募集し、入所率の向上を図るとともに、契約内容の精査や、管理部門を中心とした光熱水費の節減に努める。また、老朽化している施設付帯設備等の修繕、更新を計画的に進めるとともに、利用者の生活環境向上のため、安全で快適な環境を整備する。また、常に業務の見直しや契約内容の精査等を行い、全職員のコスト意識の向上、効率的な施設運営に努める。

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	１００％